医療保険対応

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の使用料をお支払いいただきます。

- (1) 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方 後期高齢者医療被保険者証に記載されている負担割合で負担額を請求します。
- (2) その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を致します。

(3) 公費負担医療制度による給付を受けている方はお申し出ください。

◇訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費 (I) 一日につき(保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、作業療法士、活業を持ちます。 法士又は言語聴覚士による訪問)

- (1) 週3日まで イ5,550円またはロ5,050円
- (2) 週4日以降 イ6,550円またはロ6,050円

訪問看護基本療養費 (Ⅱ) (同一建物居住者)一日につき(保健師、助産師、看護師、 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問)

- (1) 同一日に二人 ①週3日まで イ5,550円またはロ5,050円
 - ②週4日以降 イ6,550円またはロ6,050円
- (2) 同一日に三人以上 ①週3日まで イ2,780円またはロ2,530円
 - ②週4日以降 イ3.280 円またはロ3.030 円

訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)イ及びロの加算項目

難病等複数回訪問加算 4,500 円×訪問 2 回目の日数・8,000 円×訪問 3 回以上の日数 緊急訪問看護加算 2,650 円×緊急訪問時日数

長時間訪問看護加算 5,200 円・週 1 日を限度…15 歳未満の超重症児・準重症児は週 3 日を限度

乳幼児加算又は幼児加算1日につき500円

複数名訪問看護加算(次の区分に従い、いずれかを所定額に加算。イ又はロの場合、週1回を限度)

- イ 看護職員が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚療法士と 同時に指定訪問看護を行なう場合 4,300 円
- ロ 看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行なう場合 3,800 円
- ハ 看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行なう場合 3,000 円

夜間・早朝訪問看護加算 2,100 円・深夜訪問看護加算 4,200 円 1 日にそれぞれ 1 回ずつを限度

訪問看護基本療養費 (Ⅲ) (保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語 聴覚士による訪問)

在宅療養に備えて一時的に外泊をしている入院患者(厚生大臣が定める者に限る)に対する 訪問看護を行なった場合、入院中1回に限り8,500円

*訪問看護管理療養費は算定不可

◇訪問看護管理療養費、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護管理療養費 7,400 円

2日目以降 訪問1日につき 2,980円

訪問看護情報提供療養費 1,500 円/月

訪問看護ターミナルケア療養費 20,000 円

管理療養費の加算項目

☆24時間対応体制加算5,400円/月

☆特別管理加算 2,500 円/月 重症度等の高い利用者については 5,000 円/月

☆退院時共同指導加算(1回限り加算。基準告示第2の1に規定する疾患等の利用者は2回 加算可) 6,000円/回

特別管理加算の対象者である場合(特別管理指導加算)+2,000円

☆退院支援指導加算 6,000 円

☆在宅患者連携指導加算 3,000 円/月

☆在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回限り)2,000円/回

◇その他利用料

- 1、医療保険による長時間訪問看護加算(1時間30分を超える)対象外の時、営業時間内で
 - 1時間30分を超える訪問看護をした場合、30分毎1,000円
- 2、早朝 $6\sim8$ 時、夜間 $18\sim22$ 時、深夜 $22\sim6$ 時の間に訪問看護をした場合、医療保険で定めた加算があります。営業時間外の $8\sim9$ 時に訪問看護をした場合、規定の料金以外に 1 回 500 円
- 3、営業日以外の日に、訪問看護をした場合、規定料金以外に1回3,000円
- 4、医療保険で週3回を超える訪問看護(回数制限のある方) 1回あたり8.500円
- 5、おむつ代等は実費相当の支払いを受ける。

- 6、交通費等は次の額とする。
 - ① 本事業所から片道5キロメートル未満・・・ 200円
 - ② 本事業所から片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満・・・300 円
 - ③ 本事業所から片道 10 キロメートル以上・・・500 円
 - ④ 本事業所から片道 15 キロメートル以上・・・1,000 円
 - ⑤ 公共交通機関利用は、実費負担
 - ⑥ 有料駐車場利用は、実費負担
- 7、死後の処置料:10,000円